

大切なお知らせ



危険な空き家の解体費用を補助します！

〈問い合わせ〉住民課 環境定住係 ☎0967(67)2702



村では、管理されていない空き家の解消を図り、地域の安全・安心な生活環境を確保するため、空き家の除却（解体）にかかる費用の一部を助成します。詳しくは、村HPをご確認ください。

■対象となる空き家

次の条件にすべて該当し、村内に存在する空き家が対象です。

- ・1年以上使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みがない空き家
- ・所有権以外の権利（抵当権など）の設定がなされていないもの
- ・個人所有のもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないものの

- ・補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないもの
- ・空き家の不良度および周辺への危険度が高いと村が判断した空き家

■補助金の額

次の(A)・(B)のいずれか少ない方の額に5分の4を乗じて得た額で、上限120万円とする。

- (A) 危険空き家の除却工事費
- (B) 危険空き家の延べ面積に次の額を乗じて得た額

木造：1㎡あたり36,000円（令和8年度限度額。令和9年度は変更となる場合があります）

■この事業を利用できる人

村税の滞納がない危険空き家の所有者など
※所有者または相続権利者が複数で事前調査をお申し込みの場合は、事前に共有者の同意を得てください。

■事前調査について

村で事前に補助対象となる空き家かどうかを調査し判断しますので、「危険空き家等事前調査申込書」が必要となります。詳しくは村ホームページをご確認ください。

■事前調査申請期限

11月30日（月）



村HP
(請求書のダウンロードはこちらから)

■解体後の例



解体前



解体後